

報道関係各位

平成23年6月20日
株式会社インターネット総合研究所
代表取締役 藤原 洋

IXI事件に関わる株式会社シーエーシーとの和解成立の件

平成19年9月20日に東京地方裁判所に提訴しておりましたIXI事件(以下、本件)に関わる損害賠償請求につきまして、このたび株式会社シーエーシーと以下の内容で和解いたしました。

本件訴訟を継続する中で、当社(株式会社インターネット総合研究所)側には一切の不正や株式取得に関する落度がないこと、平成17年に当時東京証券取引所第2部に上場していた株式会社アイ・エックス・アイ(IXI)は、当社がIXI株式(以下、本件株式)を取得する以前から、長期間に亘って架空循環取引を行っており、有価証券報告書に虚偽記載をしていたこと等が明らかになりました。

本件については、当社に責められるべき点はないこと等諸般の事情に鑑み、本日、下記のとおり、株式会社シーエーシーとの間で和解に至ったものです。

本件によって、当社は、本件株式の取得費用とその後の第三者割当費用として拠出した143億8000万円の損失を被った上に、理不尽にも上場廃止に追い込まれるという損害を被りましたが、本和解によって、その一部を回復することができたことをここに発表いたします。

【和解内容】

株式会社シーエーシーは、株式会社インターネット総合研究所に対して以下の和解金を支払う。

- (1) 和解金:30億円
- (2) 支払期日:平成23年6月29日

【ご参考】

平成19年9月20日時点の提訴の概要

1. 訴訟を提起した相手方
 - (1) 株式会社シーエーシー
 - (2) 新日本監査法人
 - (3) 元株式会社アイ・エックス・アイ代表取締役
 - (4) 同取締役(株式会社シーエーシーからの派遣)
 - (5) 同監査役(同上)

2. 訴訟提起に至った経緯および理由

当社は、平成17年8月に実施した公開買付(TOB)により、株式会社アイ・エックス・アイ(以下IXI)の株式合計3万5254株を合計約116億円で、同社の親会社であった株式会社シーエーシー(以下CAC)と当時のIXI代表取締役の2者から、譲り受けました。また、当社は、平成18年3月には、上記代表取締役の強い求めにより、IXIの第三者割当増資を引き受け、約27億円の払い込みを行いました。こうして、当社は、IXIの株式を取得するについて、TOB手数料等の費用を含めて、合計約143億8000万円の資金を出捐しております。ところが、IXIは、平成19年1月29日、大阪地方裁判所において民事再生手続開始決定を受けました。このようなIXIの破綻は、同社が、CACの子会社であった当時から、不正な循環取引を大規模かつ恒常的に行い続けてきたこと、また、IXIの有価証券報告書等に記載された売上高の大半が、かかる不正な循環取引に基づいて架空に計上されたものであったことなどにその原因がありました。こうした不正な循環取引による売上高の架空計上は、当社がCAC等からIXIの株式を取得した平成17年8月の時点までには、IXIの全売上高の90%以上に達しており、その時点において既に、同社の株式は、正常な取引通念に照らして実質的に無価値の状態でありました。そこで当社は、IXIの株式の取得に関して、この株式の売主で、かつIXIの親会社であったCAC、同じくこの株式の売主で、かつIXIの代表者であった元代表取締役、CACから派遣された役員としてIXIの業務の執行または監査に責任を負っていた元取締役および監査役、ならびにIXIの会計監査人として同社の監査を行った新日本監査法人に対して、当社が被った上記損害の賠償等を求める訴えを提起いたしました。

3. 訴訟の内容および損害賠償請求額

(1) 訴訟の内容

- ・証券取引法(現・金融商品取引法)第21条、第22条、第24条の4に基づく損害賠償請求
- ・民法第95条(錯誤)による無効
- ・民法第709条(不法行為)に基づく損害賠償請求 等

(2) 損害賠償請求額

合計金143億8,033万2,960円

本件に関する問い合わせ先:

株式会社インターネット総合研究所
広報担当 対馬(つしま)
電話:03-5437-2560

以上